

たてやま整形外科クリニック  
(介護予防)通所リハビリテーション  
運営規定  
重要事項説明書

医療法人社団志高会  
たてやま整形外科クリニック

館山市安布里229  
電話 0470-24-7778(直通)  
0470-25-1114(代表)  
FAX 0470-22-7057

## 医療法人社団 志高会 たてやま整形外科クリニック 通所リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団志高会が開設するたてやま整形外科クリニック(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 たてやま整形外科クリニック
- ② 所在地 千葉県館山市安布里229

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第1条 事業所に勤務する職種、員数は次の通りであり、必須職については法令の定めるところによる。

管理者	1名	(常勤兼務、常勤医師と兼務)
医師	4名	(常勤兼務1名、非常勤3名)
理学療法士	7名	(常勤兼務)
作業療法士	1名	(常勤兼務)
看護職員	2名	(常勤兼務)

### (職員の職務内容)

第2条 前項に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、事業所に携わる従業者の管理・総括を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学管理を行う。
- ③ 理学療法士・作業療法士は、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション実施計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施・指導を行う。
- ④ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。また、口腔機能に応じた口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを提供する。

(営業日および営業時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、国民の休日及び年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇を除く。
- ② 営業時間  
月・火・木・金曜日 午前8時30分から午後5時30分  
水・土曜日 午前8時30分から午前12時00分
- ③ サービス提供時間  
1 単位 月～土曜日 午前8時30分から午後12時00分  
2 単位 月・火・木・金曜日 午後1時30分から午後5時30分

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第4条 事業所の1日の利用定員は次の通りとする。

- 1 1単位 24名
- 2 2単位 24名

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容)

- 第5条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、看護職員によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。
  - 3 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第6条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 2 指定介護予防リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、原則として館山市・南房総市で、事業所より5km以内の区域とする。

(衛生管理等)

- 第8条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 通所リハビリテーション利用に当たって留意事項を以下の通りとする。

- ① 施設内は禁煙とし、定められた場所以外での喫煙を禁止する。
- ② 火気の取り扱いは、禁止する。
- ③ 所持品・備品等の持ち込みは、当施設の通所時必須項目以外は許可を必要とする。
- ④ 金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負わない。
- ⑤ 利用者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止する。
- ⑥ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑦ 利用者に責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び身元引受人に連帯してその損害の賠償を請求する。

(急変時等における対応方法)

第10条 職員は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は使用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録することとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者並びに火元責任者を置く。
- ② 始業時・就業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、従業員に対し防火教育、消防訓練を実施する。
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(職員の服務規定)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団志高会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が規定に反した場合は、医療法人社団志高会の就業規則により対処する。

(苦情処理)

- 第18条 事業所はサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録することとする。
  - 3 提供したサービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
  - 4 市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告することとする。
  - 5 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
  - 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告することとする。

(利用規約)

第19条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款ならびに重要事項の説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用の同意を得るものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用同意書の提出はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(記録の整備)

- 第20条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとする。
- 2 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとする。
    - ① 通所リハビリテーション計画
    - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
    - ③ 市町への通知に係る記録
    - ④ 苦情の内容等の記録
    - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第23条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 運営規定の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライベートポリシーについては、施設内に掲示する。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団志高会の代表者と管理者との協議により定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙2(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

令和3年4月1日現在

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団 志高会
所在地	千葉県館山市安布里229
代表者	理事長 高幣 民雄
設立年月日	平成21年7月1日
電話番号	0470-25-1114

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団 志高会 たてやま整形外科クリニック
サービスの種類	(介護予防)通所リハビリテーション
所在地	千葉県館山市安布里229
電話番号	0470-24-7778(直通) / 0470-25-1114(代表)
FAX番号	0470-22-7057
開設年月日	平成27年4月1日
指定番号	1213611027
管理者氏名	院長 高幣 民雄
実施単位・利用定員	1単位:24名 / 2単位:24名
通常の事業の実施地域	原則として、館山市・南房総市で、事業所より5km 以内の区域

## 3. 事業の目的

要介護又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

## 4. 運営方針

- (1) 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- (2) 事業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 5. 提供するサービス内容

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、看護職員によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施します。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施します。

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日	
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク	
営業時間	月・火・木・金曜日	午前8時30分から午後5時30分
	水・土曜日	午前8時30分から午前12時00分
サービス提供時間	1単位(月曜日から土曜日)	午前8時30分から午前12時00分
	2単位(月・火・木・金曜日)	午後1時30分から午後5時30分

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数および勤務形態
管理者	1名（常勤兼務、常勤医師と兼務）
医師	4名（常勤兼務1名、非常勤3名）
理学療法士	7名（常勤兼務）
作業療法士	1名（常勤兼務）
看護師	2名（常勤兼務）

8. 利用者負担の額

指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、指定通所リハビリテーションは「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーションは「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日構成労働省告示第127号)」によるものとします。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) (介護予防)通所リハビリテーションの利用料

別紙2(介護予防)通所リハビリテーション料金表を参照。

(2) 送迎費

通常の事業の実施地域を越えて(介護予防)通所リハビリテーションを行う場合、実施地域を越えた地点から自宅までの距離に応じて次の額を送迎費として徴収させていただきます。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上10キロメートル未満 400円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 600円

(3) その他

上記以外にリハビリテーションを進めるために必要となる経費(インソールや自主練習用の運動用具の購入等)であって、利用者負担が適当と認められるものについては、その都度費用の実費をいただきます。

(4) 支払い方法

上記(1)および(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、当事業所の指定する方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に係る領収書等を発行します。



## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

### (1) 相談窓口・苦情対応窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

担当者	岡本 務
電話番号(直通)	0470-24-7778
電話番号(代表)	0470-25-1114
FAX	0470-22-7057

### (2) 公的機関

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

館山市	保険給付課(国保担当)	0470-22-3428
	保険給付課(介護担当)	0470-22-3489
南房総市	保険年金課(国保担当)	0470-36-1060
	高齢者福祉課(介護担当)	0470-36-1154
国民健康保険団体連合会(国保連)		043-254-7428(苦情相談係)

## 12. 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び居宅サービス事業者(又は介護予防サービス事業者)との連絡調整において必要な場合、及び別紙3「個人情報使用説明書」に記載せられた範囲内で必要最小限の使用を致します。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1)施設内は禁煙とし、定められた場所以外での喫煙を禁止します。
- (2)火気の取り扱いは、禁止します。
- (3)所持品・備品等の持ち込みは、当施設の通所時必須項目以外は許可を必要とします。
- (4)金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負いません。
- (5)利用者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止します。
- (6)他利用者への迷惑行為は禁止します。
- (7)利用者に責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び身元引受人に連帯してその損害の賠償を請求します。
- (8)サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (9)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)、当事業所の担当者へご連絡ください。

別紙 2 たてやま整形外科クリニック(介護予防)通所リハビリテーション料金表

令和 3 年 4 月 1 日改訂

1. 通所リハビリテーション費

(1) 基本部分(1 時間以上 2 時間未満)

項目	利用者負担額(1 割)	利用者負担額(2 割)	利用者負担額(3 割)
要介護 1	331 円/日	662 円/日	993 円/日
要介護 2	360 円/日	720 円/日	1,080 円/日
要介護 3	390 円/日	780 円/日	1,170 円/日
要介護 4	419 円/日	838 円/日	1,257 円/日
要介護 5	450 円/日	900 円/日	1,350 円/日

(2) 各種加算

加算項目	利用者負担額(1 割)	利用者負担額(2 割)	利用者負担額(3 割)
理学療法士等体制強化加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ			
当該日の属する月から起算して 6 月以内の期間	560 円/月	1,120 円/月	1,680 円/回
当該日の属する月から起算して 6 月超えた期間	240 円/月	480 円/月	720 円/回
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ			
当該月の属する月から起算して 6 月以内の期間	593 円/回	1,186 円/回	1,779 円/回
当該月の属する月から起算して 6 月超えた期間	273 円/回	546 円/回	819 円/回
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ			
当該日の属する月から起算して 6 月以内の期間	830 円/月	1,660 円/月	2,490 円/回
当該日の属する月から起算して 6 月超えた期間	510 円/月	1,020 円/月	1,530 円/回
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ			
当該日の属する月から起算して 6 月以内の期間	863 円/月	1,726 円/月	2,589 円/回
当該日の属する月から起算して 6 月超えた期間	543 円/月	1,086 円/月	1,629 円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算			
退院(所)日又は認定日から起算し 3 月以内	110 円/日	220 円/日	330 円/日
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250 円/月	2,500 円/月	3,750 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施後に継続した場合の減算			
減算対象月から 6 月以内	× 85/100	× 85/100	× 85/100
若年性認知症利用者受入加算	60 円/日	120 円/日	180 円/日
口腔機能向上加算	150 円/回	300 円/回	450 円/回
未送迎減算	-47 円/片道	-94 円/片道	-141 円/片道
移行支援加算	12 円/日	24 円/日	36 円/日
科学的介護推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/回	12 円/回	18 円/回

## 2. 介護予防通所リハビリテーション費

### (1) 基本部分

項目	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
要支援1	1,721 円/月	3,442 円/月	5,163 円/月
要支援2	3,634 円/月	7,268 円/月	10,902 円/月

### (2) 加算項目

加算項目	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 円/月	1,124 円/月	1,686 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施後に継続した場合の減算			
減算対象月から6月以内	×85/100	×85/100	×85/100
若年性認知症利用者受入加算	240 円/月	480 円/月	720 円/月
運動器機能向上加算	225 円/月	450 円/月	675 円/月
口腔機能向上加算	150 円/月	300 円/月	450 円/月
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480 円/月	960 円/月	1,440 円/月
事業所評価加算	120 円/月	240 円/月	360 円/月
科学的介護推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅲ			
要支援1	24 円/月	48 円/月	72 円/月
要支援2	48 円/月	96 円/月	144 円/月

### 3. その他

上記以外にリハビリテーションを進めるために必要となる経費(インソールや自主練習用の運動用具の購入等)であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費をいただきます。

### 4. 通所リハビリの利用回数

通所リハビリ利用回数は、利用者の要介護状態区分等に応じて事業者が定めた利用回数とします(祝祭日等の都合で、利用者および事業者にて確認の上、利用月毎に変更する場合があります)。また、利用者の要介護状態区分等に変更が生じた際は、その要介護状態区分等に応じて事業所が定めた利用回数に変更します。

## 別紙3 個人情報使用説明書

医療法人社団志高会(以下、事業者)は、利用者及びその家族(以下、利用者)の個人情報について、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用させていただきます。

### 記

- 1 使用する目的
  - 1) 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
  - 2) サービス提供事業者(保健・医療・福祉サービスを含む)との連絡調整において必要な場合。
  - 3) 国保連合会・介護保険課等の関係機関との連絡調整において必要な場合。
- 2 使用する期間
  - 1) 契約締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
  - 2) 期間満了日までに同意の取り消しの申し出がない場合は、自動的に6ヵ月間使用期間を延長します。以降同様にして6ヵ月毎に自動更新を継続します。
- 3 情報の管理
  - 1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
  - 2) 個人情報を使用した会議、情報の提供先、内容等の経過を記録します。